

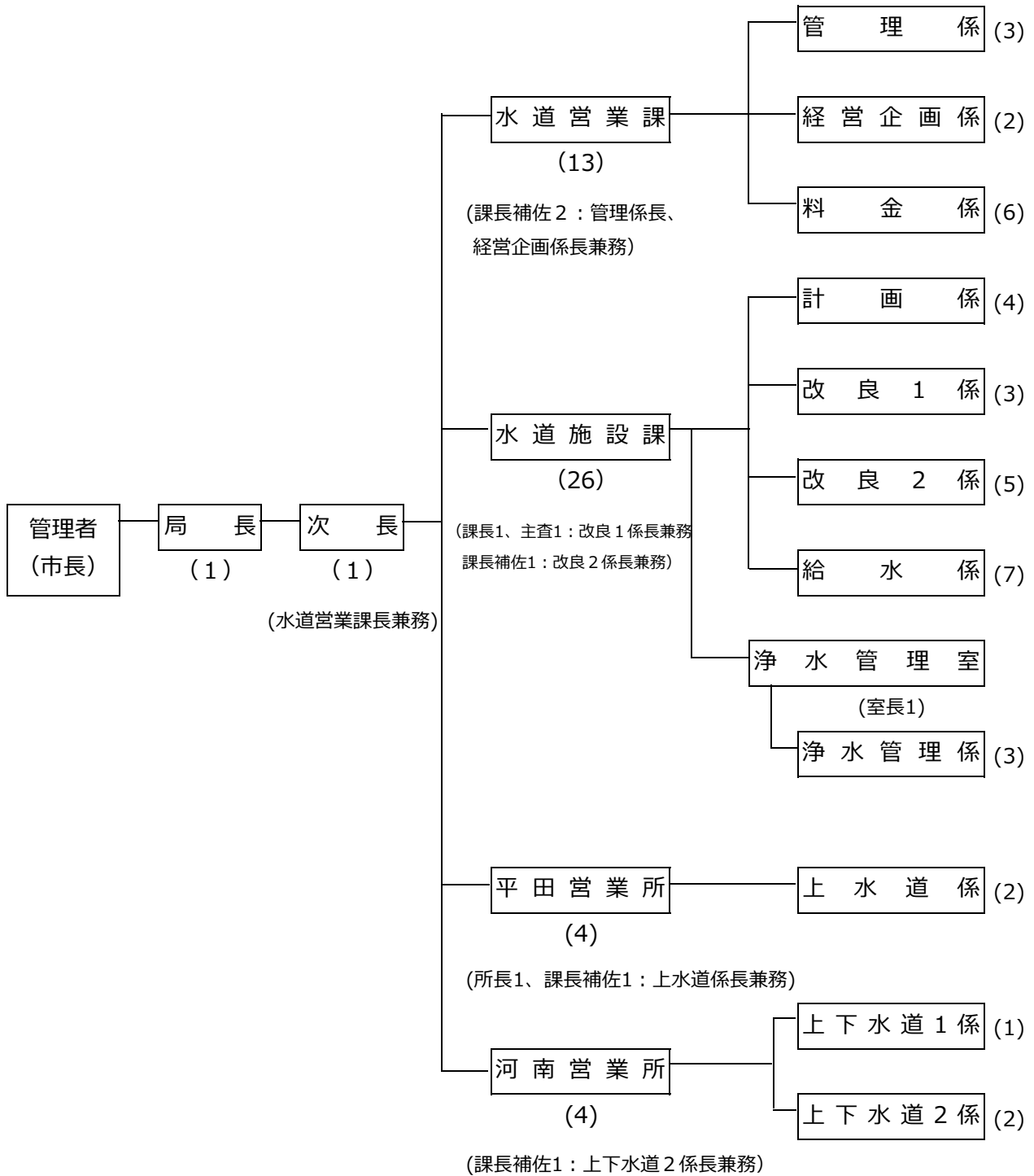
V 組織

1. 機構図

平成31年（2019）3月31日現在

* ()内は人数

上下水道局（49）



* 再任用職員1名を除く

2. 事務分掌

<水道営業課>

管理係

- (1) 市議会提出議案に関する事。
- (2) 条例、規程その他法令に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 個人情報の管理に関する事。
- (5) 文書の収受に関する事。
- (6) 人事、給与及び労務に関する事。
- (7) 職員の研修及び教養に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 予算及び決算に関する事。
- (10) 会計経理に関する事。
- (11) 資金計画に関する事。
- (12) 国県支出金、企業債及び一時借入金に関する事。
- (13) 資産の取得及び処分に関する事。
- (14) 現金、有価証券及び貯蔵品の出納保管に関する事。
- (15) 入札及び契約に関する事。
- (16) 入札参加資格の申請及び審査に関する事。
- (17) 指定給水装置工事業者に関する事。
- (18) 災害対策に関する事。
- (19) 庁舎の管理、庁中の取締及び当直に関する事。
- (20) 車両の管理に関する事。
- (21) 局内の庶務に関する事。
- (22) 課内の庶務に関する事。

経営企画係

- (1) 総合計画及び事業計画に関する事。
- (2) 水道料金等審議会等各種会議に関する事。
- (3) 広域連携等に係る調査研究に関する事。
- (4) 受水及び施設の共同化に関する事。
- (5) 広報に関する事。
- (6) 各種統計調査に関する事。

料金係

- (1) 水道料金等(水道料金、加入金、手数料、工事負担金、施設分担金その他の費用をいう。以下同じ。)の調定に関する事。
- (2) 水道料金等の納入通知書の作成及び発送に関する事。
- (3) 水道料金等の徴収及び督促に関する事。
- (4) 水道料金等の収納に関する事。
- (5) 水道料金等の軽減及び免除に関する事。

- (6) 検針データの処理に関する事。
- (7) 料金システムの管理運用に関する事。
- (8) 使用水量の認定に関する事。
- (9) 給水の開始及び中止の受付に関する事。
- (10) 公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料、小規模集合排水施設使用料及び浄化槽施設使用料(以下「下水道使用料等」という。)の徴収等に関する事。

<水道施設課>

計画係

- (1) 基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 水道施設の拡張及び改良事業に係る企画及び工事に関する事。
- (3) 各種統計調査に関する事。
- (4) 水道施設台帳の整備に関する事。

改良1係

- (1) 水道施設の支障移転工事に関する事。
- (2) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。

改良2係

- (1) 水道施設の支障移転工事に関する事。
- (2) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。

給水係

- (1) 配水施設及び給水装置の維持管理に関する事。
- (2) 水質等苦情処理に関する事。
- (3) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。
- (4) 給水装置工事及び給水施設台帳に関する事。
- (5) 水道メーターの管理に関する事。
- (6) 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水水道に関する事。

<浄水管理室>

浄水管理係

- (1) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (2) 水道施設の運転及び維持管理に関する事。
- (3) 電気設備及び機械設備に関する事。

<平田営業所>

上水道係

- (1) 水道料金等及び下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金等及び下水道使用料等の軽減及び免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始及び中止の受付並びに水道メーターの管理に関する事。

- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転工事に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水装置工事及び給水施設台帳に関する事。
- (10) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。
- (11) 水道施設の運転及び維持管理に関する事。
- (12) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (13) 災害対策に関する事。
- (14) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (15) 局との連絡及び地元調整に関する事。

<河南営業所>

上下水道 1 係

- (1) 水道料金等及び下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金等及び下水道使用料等の軽減及び免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始及び中止の受付並びに水道メーターの管理に関する事。
- (6) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。

上下水道 2 係

- (1) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (2) 水道施設の支障移転工事に関する事。
- (3) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (4) 給水装置工事及び給水施設台帳に関する事。
- (5) 水道施設の運転及び維持管理に関する事。
- (6) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (7) 災害対策に関する事。
- (8) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (9) 局との連絡及び地元調整に関する事。

3. 職員配置表（平成31年3月31日現在）

（単位：人）

所属別	職員数			職名											
	合計	事務職	技術職	局長	次長	課長	所長	室長	主査	課長補佐	係長	主任	主任技師	主事	技師
総数	49	26	23	1	1	1	1	1	1	5	4	13	11	5	5
局長	1	1		1											
次長	1	1			1										
水道営業課	13	13								2	1	7		3	
管理係	3	3										3			
経営企画係	2	2										2			
料金係	6	6									1	2		3	
水道施設課	26	7	19			1		1	1	1	3	5	7	2	5
計画係	4	2	2								1	1		1	1
改良1係	3		3										3		
改良2係	5		5										4		1
給水係	7	5	2								1	4		1	1
浄水管理室	4		4					1			1				2
浄水管理係	3		3								1				2
平田営業所	4	3	1				1			1		1	1		
上水道係	2	1	1									1	1		
河南営業所	4	1	3							1			3		
上下水道1係	1		1										1		
上下水道2係	2		2										2		

*水道営業課：課長は次長兼務。管理係長、経営企画係長は課長補佐兼務（再任用職員1名を除く）

*水道施設課：改良1係長は主査兼務。改良2係長は課長補佐兼務

*平田営業所：上水道係長は課長補佐兼務

*河南営業所：上下水道2係長は課長補佐兼務。所長、上下水道1係長は市長部局職員のため除く

4. 年齢別職員構成（平成31年3月31日現在）

年齢別	区分	事務	技術	合計	構成比
20歳未満		0人	0人	0人	0.0%
20歳以上～25歳未満		2	1	3	6.1
25 " ～30 "		2	0	2	4.1
30 " ～35 "		0	3	3	6.1
35 " ～40 "		1	1	2	4.1
40 " ～45 "		8	4	12	24.5
45 " ～50 "		6	9	15	30.6
50 " ～55 "		3	1	4	8.2
55 "		4	4	8	16.3
合計		26	23	49	100.0
平均年齢		44歳8月	45歳5月	45歳0月	

（再任用職員1名を除く）

5. 勤続年数別職員構成（平成31年3月31日現在）

年数別	区分	事務	技術	合計	構成比
1年未満		1人	2人	3人	6.1%
1年以上～3年未満		2	0	2	4.1
3 " ～5 "		0	2	2	4.1
5 " ～10 "		1	0	1	2.0
10 " ～15 "		0	0	0	0.0
15 " ～20 "		4	3	7	14.3
20 " ～25 "		6	7	13	26.5
25 " ～30 "		6	5	11	22.5
30 " ～35 "		3	2	5	10.2
35 "		3	2	5	10.2
合計		26	23	49	100.0
平均勤続年数		20年11月	21年7月	21年3月	

*市職員としての通算勤続年数

（再任用職員1名を除く）